

県内病院・診療所・薬局・訪問看護事業所の 管理者様

長崎県感染症対策室長
(公印省略)

感染症法に基づく「医療措置協定」の締結（協議開始）及び説明会の開催について

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）において「医療措置協定」が新たに規定されたことを受け、医療機関の協定締結意向について令和5年7月10日付R05-04036-01321により事前調査を実施したところです。

つきましては、これから協定締結の協議を開始しますので、【別紙】によりご対応くださいますようお願いいたします。

なお、医療措置協定の内容や協定締結の流れ、協定に関連する補助金等の情報提供を行うため、下記のとおり説明会を開催しますので、貴施設が該当する説明会へのご参加をご検討ください。

説明会資料等については、県のホームページへの公開を予定しています。

※説明会への参加は協定締結には必須ではありませんので、必要に応じてご参加ください。

記

<施設の種別により説明内容が異なりますので貴施設の該当する説明会に
電子申請によりお申込みください。裏面もご確認ください。>

I 病院・有床診療所 対象説明会

開催日時 令和6年2月22日（木） 13時～14時（予定）

申込メ切 令和6年2月16日17時

会議申込アドレスおよびQRコード

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3753



2 無床診療所 対象説明会

開催日時 令和6年2月21日（水） 13時～14時（予定）

申込メ切 令和6年2月16日17時

会議申込アドレスおよびQRコード

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3754



3 薬局・訪問看護事業所 対象説明会

開催日時 令和6年2月22日（木） 15時～16時（予定）

申込メ切 令和6年2月16日（金）17時

会議申込アドレスおよびQRコード

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3755



【皆様へのお願い】

申し込みにあたりましては、それぞれ申込1回線につき1接続にご協力ください。

病院・有床診療所については1施設につき申込は2回線まで、無床診療所・薬局・訪問看護事業所については、1施設につき1回線のみ申し込みをお願いします。

【担当】長崎県福祉保健部感染症対策室

田村・眞崎

TEL：095-895-2466

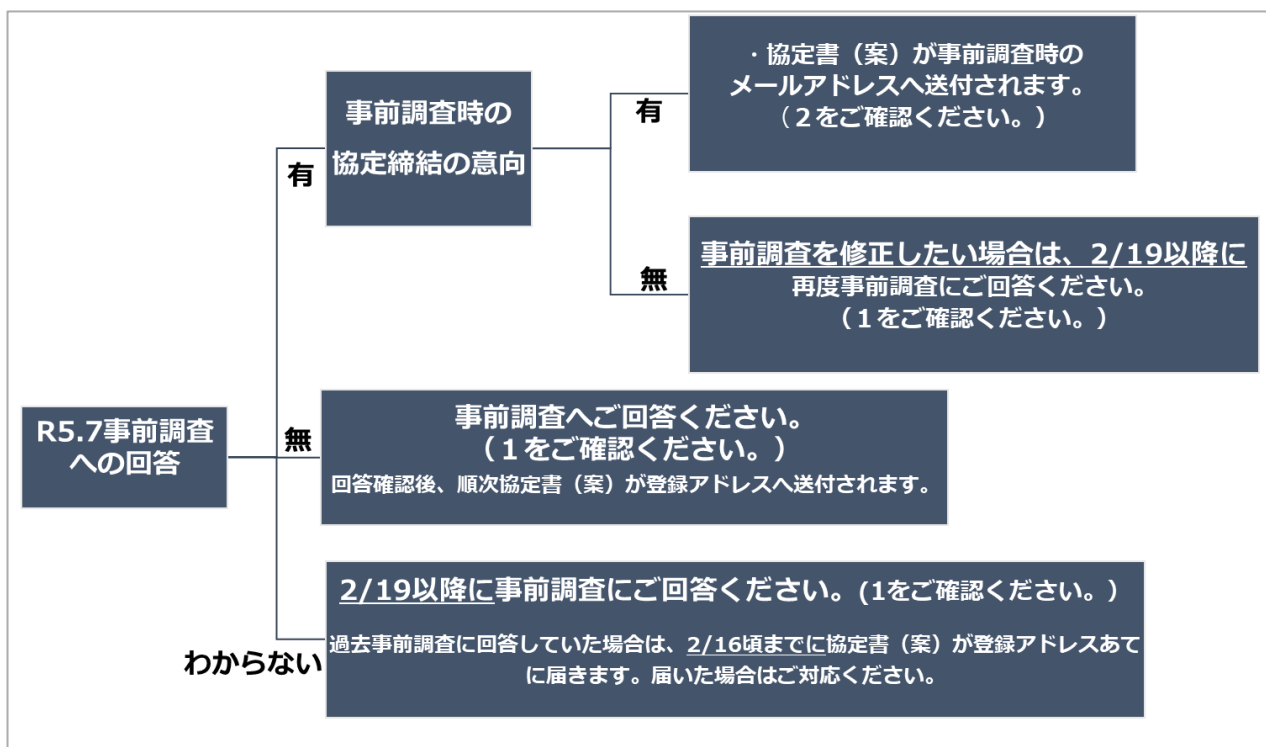
FAX：095-895-2573

Mail: s040309kansen@pref.nagasaki.lg.jp

(別紙)

- 昨年7月に実施した事前調査回答の有無等により、次のフローに沿って対応いただくようお願いいたします。
- フローで該当する項目に「2/19以降」と時期の指定がある場合は、その日まで手続きを開始しないようお願いします。時期の指定がない場合は、説明会前に手続きを開始していただいて結構です。

(※同時に1000件程度の協定締結を開始することとなりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。)



- 事前調査時の、「協定締結意向有」とは、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣のいずれかが実施可能と回答した医療機関です。
- 事前調査時の、「協定締結意向無」とは病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣のいずれも実施不可と回答した医療機関です。
- 事前調査時に、「協定締結意向無」の場合であっても、県から協定締結について地域の実情に応じてご協力をお願いする場合があります。
- 既に事前調査に回答している場合は、2/16を目途に協定書(案)を事前調査時に登録いただいたメールアドレスあて、送付する予定としています。

I 事前調査回答していない医療機関

- 長崎県ホームページ（<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/kansenshou/iryousochikyoutei/>）へ事前調査の説明事項を示しています。ご確認ください。
- 事前調査は、「病院」「診療所」「薬局」「訪問看護事業所」の4種類に分かれています。該当する種別の事前調査へ県ホームページから電子申請によりご回答ください。
- なお、保険医療機関でない場合、回答は不要です。（医療措置協定を締結することはできません。）
- 事前調査への回答確認後、電子申請回答時に記載いただいたメールアドレスあて、県から協定締結（案）をメールさせていただきます。
- 事前調査は、令和6年3月9日（金）までのご回答にご協力ください。

<事前調査回答用 URL 等>

<p style="text-align: center;">病 院</p> <p>（ URL ） https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2519</p> 	<p style="text-align: center;">診 療 所</p> <p>（ URL ） https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2518</p> 
<p style="text-align: center;">薬 局</p> <p>（ URL ） https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2517</p> 	<p style="text-align: center;">訪問看護事業所</p> <p>（ URL ） https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2516</p> 

2 事前調査回答済み医療機関

- 事前調査時にご回答いただいたメールアドレスへ事前調査結果に基づき、協定書（案）を順次送付させていただきます。
- 2/16(金)を目途に協定書（案）を添付した電子メールが届かない場合は、感染症対策室(095-895-2466)へご連絡ください。
- 協定書（案）受領後の手続き詳細については、協定書（案）を送付したメールに添付しますので、ご確認いただきご対応ください。
- なお、県ではできるだけ幅広く協定を締結したいと考えておりますので、必ずご対応をお願いします。

3 公的医療機関等について

- 「公的医療機関等」に該当する場合、協定締結の際は、感染症法第36条の2第1項に基づき県から通知をすることとなっていますので、その通知（案）についても協定書（案）とともに送付予定としています。ご承知おきください。

◎感染症法第36条第2項により、知事から協定の締結の協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない旨、義務付けられています。

必ず協定締結の協議にはご回答くださるようお願いいたします。

